

立正大学社会福祉研究所規程

(名称)

第1条 本研究所は立正大学社会福祉研究所と称する。

(場所)

第2条 本研究所は立正大学熊谷校舎内に置く。

(目的)

第3条 本研究所は福祉に関する研究、調査、技術開発を行い、学術および実践の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本研究所は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 総合研究および調査
- (2) 研究員の研究・調査等の活動の助成
- (3) 研究成果の発表および普及
- (4) その他必要な事業

(機関)

第5条 本研究所に次の機関を置く。

- (1) 研究所長
 - (2) 研究所運営委員会
 - (3) 研究所会議
- (研究員および研究所長)

第6条 本研究所の研究員は社会福祉学部の専任教員がこれにあたる。

- 2 研究所運営委員会が必要と認めた場合、研究所会議にはかり、期間を定めて学内外に客員研究員を委嘱することができる。
- 3 研究所長は本研究所を代表し、これを統括する。
- 4 研究所長は社会福祉学部の専任教授の中から研究所会議で選出し、学長がこれを任命する。任期は2年とする。ただし再任を避けない。

(研究所運営委員および研究所運営委員会)

第7条 研究所運営委員は社会福祉学部専任教員の中から若干名、研究所会議がこれを選出する。

任期は2年とする。ただし再任を避けない。また、必要に応じ学内外に協力委員を委嘱し、運営への協力を依頼することができる。

2 研究所運営委員は運営委員会を組織し、研究所の運営に関する次の業務を行う。運営委員会の議長は研究所長がこれにあたる。

- (1) 第4条に定める事業に関する事項
- (2) 年間研究・調査の課題の設定と研究・調査活動の推進に関する事項
- (3) 予算、決算に関する事項
- (4) その他本研究所の運営に関する事項

(研究所会議)

第8条 研究所会議は研究員をもって構成する。

- 2 研究所会議の議長は研究所長がこれにあたる。
- 3 研究所会議は少なくとも年1回以上開催されなければならない。
- 4 研究所構成員の3分の1以上の要求があったときは、研究所長は臨時に研究所会議を招集しなければならない。

(経費)

第9条 本研究所の経費は立正大学予算および寄付金等から支弁する。

(規程の改正)

第10条 本規程の改正は研究所会議で出席研究員の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

本規程は、平成9年6月30日より施行する。